

単身者の入居者資格

新見市

唐松47団地のみ

(新見市市営住宅管理条例施行規則 第3条)

単身者の入居者資格については、次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）とする。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省が国土交通省令で定める程度であるもの
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない者
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する保証金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア及びイのいずれかに該当する者
 - ア 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

2 前項の規定に該当する者及び被災市街地復興特別措置法第21条で定める者で、入居できる市営住宅の規格は住戸専用面積が45平方メートル以下とする。ただし、これにより難しいときは、市長が別に定める規格の住宅とする。